

知って得する! 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

M & Aのトラブルを防止するために —デューデリジェンスの重要性—

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋宅番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の村岡です。

以前、「M&Aのよくあるトラブル・注意点」というコラム内で、トラブルを避けるためにはしっかりと事前調査(デューデリジェンス)が重要というお話をしました。

今回は、「デューデリジェンスの重要性」について解説します。

2 そもそもデューデリジェンスとは?

ざっくりいうと、「購入を検討している会社(対象会社)に色々な問題がないか」を、契約締結前に調査することを意味します。

M&Aの話合いの中では通常、対象会社の決算資料や、会社の情報の開示がなされます。しかし、これらの資料や情報が正確なものであるかは分かりません。特に問題がないと思って購入した対象会社に、思ってもみなかった「簿外債務」がある可能性もあります。

契約書の内容次第ではありますが、株式譲渡契約書に以下の条項が設定されていることが多いです。

- ・株式譲渡の実行後は、契約を解除することができない。
- ・株式譲渡実行日から1年間が経過した後は、契約当事者は相手方に対し、何らの請求を行うことができない。

仮に契約書上、このような条項が設定されている場合には、簿外債務に気付いたとしても、株式譲渡契約自体を白紙に戻す(解除する)ことはできません。また、簿外債務に気付いたのが1年後であれば、損害賠償請求などの責任追及も行うこともできません。

そこで、法務・税務・労務等の観点から問題がないかを、最終契約を締結する前に確認することが重要です。この手続をデューデリジェンスといいます。デューデリジェンスには、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士といった士業が関与することが多いです。

3 デューデリジェンスでよく発覚する問題

税務については専門外なので、ここでは、法務・

労務についてお話しします。

① 許認可

株式譲渡の場合、株主が変わるだけで、会社自体には何ら変更はないので、許認可への影響はないことが通常です。ただし、M&Aのスキーム(例: 事業譲渡や合併等)によっては、許認可の取り直しなどが必要になることもあります。許認可の承継を目的としてM&Aを行う場合には、事前にスキームをよく検討することが重要になります。

上記はあくまでも「許認可を承継できるか」という話ですが、デューデリジェンスでは、「過去に行政から指導・処分を受けたことがないか」「許認可が取り消されるような事象は存在しないか」といった点も調査されることが多いです。

② 契約周り(取引先・賃貸借契約など)

契約書の中に、「経営陣が交代になった場合には契約を解消できる」という条項が入ることがあります(COC条項と呼ばれます)。重要な取引先との契約や、借りている事業所の賃貸借契約にこのような条項があると、M&Aの実行後に重要な契約が解消されてしまう可能性があり、リスクが大きいです。

なお、このような条項があっても、事前取引先や貸主に話を通しておけば、そのまま契約を継続できることも多くあります。そのため、重要な契約に関しCOC条項が確認できた場合には、「契約締結前に取引の相手方から同意を取得すること」をM&Aの前提条件として設定するなどの工夫を行う必要があります。

③ 労働問題

特に多いのが未払残業代です。対象会社としては有効に残業代を払っているという認識でも、法的には無効であり、多額の未払残業代が発生してしまうケースは珍しくありません。特に、いわゆる固定残業代・定額残業代として残業代を支払っているケースや、残業代の支払対象とならない「管理監督者」が多いケースでは注意が必要です。